

## 収支予算書 説明書

<b>公益法人会計基準の経緯</b>	<p>明治に財団法人・社団法人ができて以降、会計報告の基準はありませんでした。公益法人会計基準は、「昭和52年会計基準」から始まります。昭和60年に一部変更（「昭和60年会計基準」）しましたが、当時の会計は収入と支出を中心とした「収支予算書・収支計算書」でした。</p> <p>その後、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境が大きく変化したことにより、平成16年に公益法人会計基準の改正が行われました。「平成16年会計基準」では、企業会計の計算体系を適用した損益計算中心の「収支予算書」に全面改正されています。</p> <p>平成18年に公益法人制度改革三法が成立し、新しい公益法人制度の会計基準を整備する必要が生じたため、平成16年会計基準を踏襲しつつ、必要な変更を加えたものが、現在の「平成20年会計基準」になっていま</p>
<b>収支予算書</b>	<p>収入・支出の予算を目的とする「従来型の収支予算書」とは全く表示内容は異なる「損益計算書型の予算」で、公益法人会計基準で財務諸表の一つと定めてある「正味財産増減計算書」ベースの予算となっています。</p>
<b>収支予算書 内訳表</b>	<p>平成16年会計基準      「一般会計」+「特別会計」⇒「総括表(一般会計、特別会計、合計)」</p> <p>平成20年会計基準      「総括表」⇒「内訳表」 ①公益目的事業会計                        ②収益事業等会計                        ③法人会計                        ④合計</p>
<b>【参考】      収支予算書(収支)      ※収入・支出ベース</b>	<p>昭和60年会計基準は「収支予算書(収入・支出)」体系でしたが、平成16年会計基準では「内部管理事項」とされ、平成20年会計基準では財務諸表等に含まれなくなりました。</p> <p>しかし、振興会の公益目的事業の必要な科目が収支予算書(損益計算書ベース)に反映にならないため、参考(内部管理)として「収支予算書(収支)」(収入・支出ベース)を添付しています。</p> <p>(例:償還金収入、退職年金事業費支出、運営資金・生活資金貸付金支出)</p>
<b>I 一般正味財産増減の部</b>	<p>公益法人の通常の事業活動の結果を発生原因別に表示</p>
<b>1. 経常増減の部</b>	<p>毎期の事業活動から経常的に発生する収益・費用</p>
<b>(1) 経常収益</b>	<p>毎年度の事業活動から経常的に発生する収益</p>
<b>特定資産運用益</b>	<p>退職年金事業引当資産運用益(公益目的事業1)及び貸付金受取利息(公益目的事業2)の合算額</p>

退職年金事業引当資産運用益	1. 年金信託決算報告書(みずほ信託、三菱UFJ信託合算)付表4. 決算仕訳帳による仕訳「信託資産係る当期運用収益」の額 2. 自家運用(国債20年、2億円)の利息収入額 3. 市中銀行(定期預金)等の利息収入額
貸付金受取利息	1. 運営資金貸付の利息収入 2. 生活資金貸付の利息収入
受取会費(会費収入)	被共済職員 1名 × 300円 × 12ヵ月
受取掛金	第1種掛金及び第2種掛金収入の合算額
第1種掛金	事業主掛金 11.3／100 職員掛金 4.0／100
第2種掛金	事業主掛金 3.3／100 職員掛金 3.3／100
受取補助金等 受取民間助成金	社会福祉法人福利厚生センター(ソウェルクラブ)からの会員交流事業(旅行、ボウリング大会、食事会等)の助成金収入 ソウェルクラブ会員一人当たり、1,550円の助成額
受託収益 福利厚生事業受託収益	1. 社会福祉法人福利厚生センター(ソウェルクラブ)事務受託に係る委託費 2. 独立行政法人福祉医療機構 事務受託に係る委託費
受取負担金 受取負担金	事務担当者研修会の参加費収入
雑収益 受取利息・雑収益	1. 預金利子収入 2. 社会福祉法人福利厚生センター(ソウェルクラブ) ・全国会議旅費負担戻し入れ ・健康診断助成金収入
経常収益計	毎年度の事業活動から経常的に発生する収益の合計
(2)経常費用	毎年度の事業活動を行うために経常的に発生する費用
事業費	公益目的事業(3事業)を行うための費用(従事割合按分) ・退職金給付事業(公1) … 60% ・資金貸付事業(公2) … 10% ・研修福利厚生事業(公3)… 10%
管理費	法人運営を行うための費用(従事割合按分) ・法人… 20%
給料手当	職員5名分(給料、諸手当、期末手当等)
臨時雇賃金	事務補助等の雇い賃金
退職給付費用	正規職員の退職給付費用

福利厚生費	職員分(労働保険料、社会保険料、健康診断、福利厚生センター掛金等)
会議費	理事会、総会、退職共済制度運営委員会、事務担当者研修会等に係る費用
旅費交通費	・職員の出張に係る旅費 ・有限責任監査法人トーマツの会議出席に係る交通費
通信運搬費	電話代、郵便代、インターネット接続費等
減価償却費	什器備品、ソフトウェアの減価償却額
消耗什器備品費	消耗品と区別し器具・備品を購入する際の費用(事務机、パソコン等)
消耗品費	事務用品、コピー用紙、日本経済新聞等
修繕費	パソコン等の修理代
印刷製本費	封筒、コピー機印刷代、会議資料印刷代等
賃借料	事務所使用料、コピー機リース代
租税公課	ソウエルクラブ会員交流事業 消費税
支払負担金	1. ソウエルクラブ会員交流事業(ボウリング大会、美食会等)に係る費用 2. 各団体会費等支払
支払手数料	送金手数料等
弔慰金	被共済職員が死亡した際に支払う費用 ・被共済職員期間 10年未満 3万円 ・ " 10年以上 5万円
委託費	1. 信託報酬(みずほ信託、三菱UFJ信託) 2. 業務手数料(みずほ信託) 3. 有限監査法人トーマツ コンサルタント報酬 4. 会計監査報酬 5. ソウエルクラブ会員交流事業(旅行等)の業者への委託料
退職年金事業引当金繰入額	将来支払われる退職金のうち、当期に繰り入れるべき金額を見積り、当期の費用として計上する引当金
雑費	タクシ一代、食糧費、その他
経常費用計	毎年度の事業活動から経常的に発生する費用の合計

評価損益等調整前当期経常増減額	経常収益計 - 経常費用計
評価損益等計	特定資産、有価証券の評価損益
当期経常増減額…①	経常収益計 - 経常費用計 + 評価損益等計
2. 経常外増減の部 ※該当するものはありません。	臨時の・過年度修正の収益・費用
(1) 経常外収益 経常外収益計	臨時的に発生した収益や過年度修正益
(2) 経常外費用 経常外費用計	臨時的に発生した費用や過年度修正損
当期経常外増減額	経常外収益計 - 経常外費用計
当期一般正味財産増減額	当期経常増減額 + 当期経常外増減額
一般正味財産期首残高	前年度予算(補正後) 正味財産期末残高
一般正味財産期末残高…②	一般正味財産期首残高 - 当期一般正味財産増減額
II 指定正味財産増減の部 ※該当するものはありません。	寄付などで受け入れた資産で、使い方などに制約がある資産
当期指定正味財産増減額	当期指定正味財産の増減額
指定正味財産期首残高	指定正味財産期首残高
指定正味財産期末残高…③	指定正味財産期末残高
III 正味財産期末残高	当期経常増減額①+一般正味財産期末残高②+指定正味財産期末残高③
収支予算書(收支)	
1. 事業活動収入	
運営資金償還金収入	法人に貸付し、貸付金が償還された際に受入する科目
生活資金償還金収入	被共済職員に貸付し、貸付金が償還された際に受入する科目
2. 事業活動支出	
退職年金事業費支出	退職一時金、年金を支出する科目

運営資金貸付金支出	法人に貸付する際に支出する科目
生活資金貸付金支出	被共済職員に貸付する際に支出する科目
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
特定資産取崩収入	
退職年金事業引当資産取崩収入	①退職一時金・年金 ②信託報酬等 ③自家運用(国債購入費)
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	
退職年金積立金支出	①退職年金事業引当資産利息収入 ②第1種、第2種掛金収入
退職給付引当資産取得支出	自家運用(国債購入費)
振興会退職手当預け金支出	正規職員の退職給付費用

※下記科目について、本会の会計に該当するものはありません。

收支予算書(損益計算ベース)

- ① I 一般正味財産増減計算の部 2. 経常外増減の部
- ② II 指定正味財産増減の部